

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：香川県ソフトテニス連盟]

[記載日：2023.5.8]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	—
(法人格適用なし)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
香川県ソフトテニス連盟規約を作成し、規約に基づいた団体運営を行っている。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
スポーツ庁および日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会、日本ソフトテニス連盟が制定している法令や周知事項を遵守し、事業運営に当たっている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
会長（1名）および副会長（若干名）、理事長（1名）、副理事長（若干名）、監事（2名）は定期総会で推挙（選出）するとともに、理事（20名以内）については理事会で承認し、適切な団体運営・事業運営を確保している。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>定期総会時に会員の皆さまへ目指すべき基本方針等を示すとともに、必要に応じ、電子メールや香川県ソフトテニス連盟ホームページを活用し、広く組織運営に関する事項について公表している。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>暴力行為根絶に向け、香川県ソフトテニス連盟内に「指導基本規程違反救済申立処理委員」を設置し、コンプライアンスを推進している。</p> <p>また、指導者研修会などへも積極的に参加し、知識拡大・習得に努めている。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>香川県内の各地域に「指導基本規程普及委員」を配置し、コンプライアンス意識の向上に努めるとともに、会員の皆さまには指導者研修会などを案内し参加いただくことで、意識向上に努めていただいている。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>会計担当を任命し、公正な会計原則を遵守し適切な財務・経理処理を行っている。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>補助金などの申請・報告は法令・ガイドラインを遵守し適正・的確に行うとともに、定期総会において収支報告書にてすべて報告している。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>会計担当ならびに監事を任命し、適切な財務・経理処理を行っている。 また、定期総会において収支決算ならびに会計監査結果を報告している。</p>	
<p>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>毎年、香川県スポーツ協会へ収支報告書を提出するとともに、香川県ソフトテニス連盟の定期総会において収支報告し、承認をいただいている。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>香川県ソフトテニス連盟のホームページにて積極的に情報開示するとともに、必要に応じ、会員の皆さまへ電子メールなどで情報開示・周知などを行っている。</p>	
<p>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
原則 ■ について	-
<p>(任意団体のため未対象)</p>	